

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成28年3月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者助成部

平成27年度第4四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成27年12月1日から平成27年12月14日までの間に公募し、受理された33件について審査を行い、以下のとおり、21件を認定いたしました。

また、今回は評価点1点以上のものをすべて認定しても、第4四半期に設定された計画額の範囲内となったため、すべて認定（総額約1千5百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

なお、企画競争型認定の対象となる助成金は、予算の範囲内で認定するため、今回認定となった事例と同種の取り組みをした場合であっても、今後の企画競争で必ず認定されるとは限りません。

1 結果

(1) 第1種作業施設設置等助成金	30件のうち認定20件
(2) 第2種作業施設設置等助成金	1件のうち認定1件
(3) 障害者福祉施設設置等助成金	2件のうち認定0件

※ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、通勤用バスの購入助成金、通勤用自動車の購入助成金の申請はありませんでした。

2 概要

《認定の例》

[第1種、第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金]

○事務所入口スロープの設置、トイレの改修（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）】

両下肢機能全廃により車椅子を使用する対象障害者が、段差のある事務所の入口を通ることが困難だった。また、トイレについても、入口が狭く車椅子で通るのが困難だった。そのため、事業主から、事業所の入口にスロープを設置する工事とともに、トイレの入口を拡張するなど、障害者が使用しやすいものに改修するという申請がされた。

車椅子で勤務する対象障害者のために段差を解消し、トイレを改修することは、対象障害者の障害特性に対する配慮であるため認定した。

○カーポート付駐車場の設置（附帯施設）

【身体障害者（肢体不自由・体幹機能障害）】

四肢体幹機能に著しい障害があり車椅子を使用している対象障害者のために、従業員用の砂利敷きの駐車場とは別に、事業所建物の出入口脇にカーポート付きの対象障害者専用の駐車場を設置するという申請がされた。

この事業所では、従業員用の駐車場が事業所から少し離れているため、対象障害者の出勤時は、他の従業員の介助が必要で、雨天時は特に負担となっている。

他の従業員の駐車場とは別に事業所建物のそばにカーポート付きの専用駐車場を設置することは、障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

○階段昇降機の設置工事（作業設備）

【身体障害者（肢体不自由）】

1階フロアに窓が無い建物のために執務場所を2階としている事業所で、上下肢と体幹機能に障害があり車椅子を使用している対象障害者が勤務することになった。事業主から、この建物にはエレベーターがなく、対象障害者は自力では2階に上がれないので階段昇降機を設置するという申請がされた。

なお、この事業所は、車椅子のままでも使用できるトイレを自費で設置することを計画しており、助成金申請以外の点でも対象障害者への配慮が見られる。

車椅子で勤務する対象障害者のために階段昇降機を設置することは、対象障害者の障害特性に対する配慮であるため認定した。

《申請中の一部を認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○トイレの改修は認定・ドアの改修は不認定

【身体障害者（直腸機能障害）】

身体障害の種別と必要とする設備にかい離

直腸の手術を受けたため人工肛門（ストーマ）を装着することになった対象障害者が、下半身にも痛みを感じるようになり自立歩行が困難な状況となって車椅子を使用することとなった。事業主から、当該対象障害者のために、トイレをオストメイト対応に改修し、事業所内を車椅子で通りやすいよう事務所のドアを自動化するなどのバリアフリー工事をする旨の申請がされた。

直腸機能に障害がありストーマを設置した対象障害者のためにトイレをオストメイト対応に改修することは、障害特性に配慮したと言えるため認定した。ただし、対象障害者は、

直腸機能障害による身体障害者手帳を所持しているが、その手帳には下肢障害に関する記載が無く、下肢の障害が固定化している旨の医師の診断書等も無いことから、車椅子を使用しているが下肢障害者とは認められなかった。そのため、ドアを自動ドアにするなどのバリアフリー工事は、障害特性に配慮した工事とは判断できず認定しなかった。

○画面読み上げソフト、拡大読書器の一部を認定（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）】

進行性の目の病気により障害が重度化している視覚障害者について、現在は機構から貸出を受けている画面拡大ソフトを使用して業務を行っているが、障害が重度化しても雇用を今後も継続していくために画面読み上げソフトも設置して併用することとし、また、書類の確認業務のために据置型拡大読書器を設置するとともに、自分の席以外で業務をする必要があるときのために携帯型拡大読書器も設置するという申請がされた。

当該拡大読書器、画面読み上げソフトは、市販品だが障害者のために開発された機器であり、障害が重度化してこれまで通りに働くことが困難になった障害者が、この機器を設置することによって雇用が維持されることになったため認定した。

なお、申請のあった2種類の拡大読書器のうち、対象障害者の主たる業務において必要な拡大読書器1台分のみを認定した。

《不認定の例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○音声認識内容テキスト化ソフト

【身体障害者（聴覚障害）】

雇入れから6か月が経過しており、障害の重度化も見られない

人が話した言葉をほぼ同時にパソコン画面に文字で表示でき、聴覚障害者の発言手段として、定型文入力等ができるソフトを購入する旨の申請がされた。

会議や打ち合わせ、同僚とのコミュニケーションなどにおける不自由さを軽減することができるツールではあるが、当該対象障害者は、雇用されてから6か月以上が経過しており、障害が重度化するなどの事情もないことから、当該ソフトがないと雇用の継続が困難であると認められるものではないので不認定とした。

○トイレの改修など

【身体障害者（肢体不自由）】

対象施設の工事発注など経理処理や資産計上までを親会社が行う

肢体不自由の対象障害者のためにトイレの改修や、開き戸を自動ドアにするなどの工事を行う旨の申請がされた。

当該申請事業主は、対象障害者を雇用しているが、申請事業所の土地建物が申請事業主以外の資産であることから、本工事の発注から資産計上までの一連の手続きや費用負担を申請事業主以外の者が行うという計画であり、申請事業主は費用負担や資産計上をしないことから、当助成金上の「支給対象事業主」の要件を欠くため不認定とした。